

当座勘定規定（専用約束手形口用）新旧対照表

1 / 1

改定前	改定後
<p>第 14 条（成年後見人等の届出）</p> <p>（1） 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに<u>書面によって</u>成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(2)～(5)（略）</p>	<p>第 14 条（成年後見人等の届出）</p> <p>（1） 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を<u>書面によって当店に</u>届出てください。<u>また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>(2)～(5)（略）</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第 27 条（準拠法・合意管轄）</u></p> <p><u>（1）本規定にもとづく諸取引の契約準拠法は日本法とします。</u></p> <p><u>（2）この規定にもとづく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当組合の本店または支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第 28 条（規定の適用）</u></p> <p><u>この取引は、本規定のほか「反社会的勢力の排除に係る規定」を適用します。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第 29 条（規定の変更）</u></p> <p><u>（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>